

# 川越市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成27年4月20日 午後2時00分
- 3 閉 会 平成27年4月20日 午後3時30分
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長小林英二、教育総務部副部長兼教育財務課長野口昭彦、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長長谷部洋志、学校教育部副部長兼教育指導課長佐野 勝、学校教育部参事兼学校管理課長中野浩義、学校教育部参事兼学校給食課長佐藤達次郎、学校教育部参事兼市立川越高等学校事務長大嶋美紀夫、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、教育総務課長川合俊也、文化財保護課長下薫、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、教育財務課副参事松本陽介

## 8 前回会議録の承認

平成26年度第13回定例会会議録を承認した。

## 9 議題及び議事の概要

### 日程第1議案第1号 川越市立小・中学校用教科用図書の採択に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

副部長兼教育指導課長

川越市立小・中学校用教科用図書の採択に関して教育委員会が任命する教科ごとの専門員の人数を4人以上10人以下の範囲内に改正しようとするものである。今回の改正により、専門員による、より深い教科用図書研究がなされることが期待される。

委 員

専門員の人数が7人から10人に変更されることは非常に良いことだと思うが、今後の中学校の教科書採択のスケジュールについて伺いたい。

副部長兼教育指導課長

専門員による教科ごとの調査研究を5月当初から始める予定である。専門員による調査研究結果の報告を基に、これにあわせて人選された、選定委員が集まった選定委員会において推薦すべき教科用図書として2者を推薦する。その後、8月上旬には教科用図書を採択する会議の開催をお願いしたいと考えている。

委 員

選定委員会は、何回開催される予定であるのか。

副部長兼教育指導課長

選定委員会は、3回を予定している。

委員

1回あたりの開催時間について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

選定委員会における第1回の会議は、3時間程度を予定している。なお、第2・3回の会議時間については、1日になることも想定しながら計画的に行っていきたいと考えている。

委員

中学校の場合、教科が専門的になると思うが、4人から10人の専門員が、専門外の教科も含めて全ての教科を調査研究するのか。

副部長兼教育指導課長

調査研究を行う専門員は、教科ごとに4人から10人以内の人選を予定しているが、専門員については、教科の専門性を優先し、教科ごとに担当する予定である。なお、選定委員は、5人を選任する予定であるため、全教科を全ての委員で分担する予定である。

委員

専門員と選定委員は、別であるのか。

副部長兼教育指導課長

そのとおりである。

委員

専門員と選定委員の違いについて伺いたい。

副部長兼教育指導課長

専門員は、教科ごとに教科書の内容について調査研究を行うものである。専門員が行った調査研究の内容を基に選定委員は、本市において、どの教科書を採択するのがよいか推薦する役割を担っている。なお、採択にあたり選定委員が、2者に推薦を行っていくものである。

委員

選定委員会の人数は何人になるのか。

副部長兼教育指導課長

選定委員会の人数は、中学校長の代表5人に学校教育部長を加えた6人で構成される。

委員

教科書採択にあたっての教育委員会としての基本方針について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

最も重視する点は、本市の子どもたちの実態にあった教科書を採択することであ

る。

委員

採択に関する基本方針に基づいてさまざまな調査研究が行われるはずである。その際に基本方針を明示すると思うが、今回は子どもたちの実態にあった内容という事でよいのか。

副部長兼教育指導課長

昨年度は、小学校の教科書採択についての基本方針を示したが、今年度は、中学校の教科書採択にあたっての基本方針を改めて提示させていただきたいと考えている。

委員

後日、教育委員にも基本方針を提供してもらいたい。それとこれはお願いであるが、教科書の内容について調査研究や推薦するにあたり、教科書については、理解しやすいとか見やすいというのは当たり前のことであるが、知識を教えるだけの教科書ではなく、物事の考え方にはさまざまな視点があるため、それを示す教科書であり、児童生徒が自分で考えるような教科書を推薦してもらいたい。

学校教育部長

意見を踏まえて調査研究及び推薦を行っていきたい。物事を考える力にあたる思考力・判断力・表現力などについては、どの発行者もかなり力を入れていると思うため、その点を踏まえて取り組んでいきたい。

委員

昨年、小学校の教科書採択を行い、今年は、中学校ということであるが、小学校で学んだことを中学校でも生かせるようにしてもらいたい。昨年、採択した小学校の教科書の内容を生かせる教科書という視点も反映されるのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

中学校の学びの内容は、まだ新しい教科書が発刊されていないため、教科書の内容について確認できないが、実際には、以前と比較して内容が増している教科書もあるようである。内容の検討の中で最適な教科書となるよう調査研究を進めていきたいと考えている。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第2号 川越市教育振興基本計画審議会委員を委嘱することについて  
(非公開)

日程第3議案第3号 川越市小堤集会所運営委員会委員を委嘱することについて  
(非公開)

日程第4議案第4号 川越市立図書館協議会委員を委嘱することについて  
(非公開)

日程第5議案第5号 川越市就学支援委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

## 10 報告事項

### (1) 川越市学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則について

教育財務課副参事

当該規則は、平成26年12月19日公布、平成27年4月1日に施行された川越市学童保育室条例の一部改正に伴い、改正したものである。改正の内容は、学童保育室に入室できる児童の対象について小学校第1学年から第3学年までの者としている規定を削除し、併せて、所要の規定の整備をしようとするものである。施行日については、同条例の施行日と同じ平成27年4月1日とし、規定に整備については、規則の公布の日からとするものである。

委員

今回の改正では、入室の対象者を小学校1年生から小学校3年生までとしていた内容を小学校6年生までにした内容であるが、実際に小学校4年生以上の入室割合はどの程度なのか。

教育財務課副参事

平成27年4月1日現在の状況では、入室者数が2,166名となっており、そのうち小学校1年生から3年生までが1,804名、入室割合は約83%、小学校4年生から6年生までが362名で入室割合は、約17%となっている。

委員

小学校4年生以上にまで入室できるようになったことは、大変に良いことである。

委員

今までの規定では、小学校1年生から3年生までが入室対象となっており、教育長が特に認めるときは入室できるようになっていたが、これまで小学校4年生以上が入室できたのは、教育長が特に認めるときに該当していたということか。

教育財務課副参事

そのとおりである。

委員

この規定を改正することにより、今後、小学校4年生以上の入室者が増えることを見込んでいるのか。

教育財務課副参事

平成27年3月に策定した川越市子ども・子育て事業計画の中にある児童数の将来予測では、0歳から14歳未満の人口は、平成29年度をピークに減っていくと予測しているが、学童保育の入室者数については、両親が働いている状況に変わりがないため横ばいか、やや増加していくのではないかと想定している。入室割合については現状と変わりが無いものと考えている。

委員

将来予測からは、極端に入室児童数は増加しないと考えており、保育の質も下がらないということである。今回の入室児童の対象を拡大したことは、女性の就労支援に対する本市の対策ということで理解してよいのか。

教育財務課副参事

本市の対策というよりは、児童福祉法が改正されたことに起因するため、本市を含めた全国的な取組である。

委員

入室児童数の見込みとしては、増加しないという予想であるが、このような利用者の拡大により女性が働きやすい環境になるが、入室児童数が増加する要因にならないのか。

教育財務課副参事

入室児童数については、横ばいか少し増える見込みであると考えているため、増加しないとは考えていない。

委員

入室児童数が増加した際に保育の質が担保されるのか懸念があるが、その点はどのように考えているのか。

教育財務課副参事

昨年度、川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定されたが、当分の間、面積や指導員配置の基準については、適用されないため、今後、5年を目途に整備するよう努めていきたいと考えている。

委員

入室者数は2,166名ということだが、これは全体児童数の何%程度なのか。

教育財務課副参事

約12%である。

## (2) 平成26年度川越市立学校職員の人事評価実施結果報告について

(非公開)

## (3) 平成26年度におけるいじめ問題への対応と今後の取組について

副部長兼教育指導課長

平成26年度におけるいじめ問題への主な対応は、いじめの未然防止、いじめの早期発見と早期対応、教職員研修の実施、児童生徒が主体となった取組の充実、学校と保護者・教育委員会・関係機関との連携強化への取組、更に川越市いじめ防止のための基本的な方針を策定するとともに川越市いじめ問題対策委員会を設置した。

次に平成27年度における取組について8点報告する。1点目は、いじめの早期発見のため、児童生徒及び保護者アンケートを実施する。児童生徒アンケートは、平成27年7月と12月に、保護者アンケートは、平成27年12月にそれぞれ実施する。2点目は、ネットパトロール及びいじめ相談電子窓口を通年で実施する。

3点目は、いじめ問題の対応に係る教職員の研修を実施し、いじめ問題における初期対応、組織的な対応、関係機関との連携等について更なる周知徹底を図る。4点目として、川越市いじめ・不登校対策検討委員会において、いじめ防止の具体的な対策を検討し、その検討結果を教職員に周知する。5点目として、校種間連携及び生徒指導担当による学校訪問を計画的に実施し、いじめ問題における指導方針の定着及び充実を図る。6点目として、川越市教育研究会と連携し、児童生徒が主体となったいじめ防止に向けた取組を一層推進する。7点目は、川越警察署と連携し、いじめの防止に向けた取組を推進する。8点目は、「川越市いじめ防止等の基本的な方針」に基づき川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡会議と連携し、いじめの防止等に向けた施策を推進していく。以上、昨年度の取組を踏まえ、今年度については、いじめ未然防止に向けた取組の推進を図っていく。

委員

いじめ問題については、非常に一生懸命取り組んでいるが、不登校の数が増加していると聞いている。実際の状況について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

実際の不登校者数については、平成25年度と比較して平成26年度は小中学校ともに増加している。

委員

完全な不登校以外にも相談室に通っている児童生徒も不登校者数に含まれるか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

不登校のカウントについては、30日以上欠席をしていることという条件がある。ただし、病欠については、不登校の欠席日数から除いている。相談室登校をしている児童生徒は、不登校の扱いにはならない。

委員

街中에서도日中から制服を着ている中学生を見かけることが多く、不登校の生徒ではないかと心配になる。不登校の中でも完全な引きこもりや高校生と一緒に遊んでいる生徒もいるようだが、川崎市の事件もあったため是非注意してもらいたい。

副部長兼教育指導課長

昨年度、家庭と連絡が取れない不登校は1件もなかったが、学校側から子どもの顔が見られない不登校が2件あったため、保護者と接触をしながら対応している状況である。

委員

平成26年度はいじめ問題の対応であるが、いじめの認知件数が減っているなど、取組による効果が出ているとの認識でよいか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

いじめの認知件数の減少は、取組の成果としてあらわれていると思う。これは、努力の結果であると思うが、実際にはいじめの質が変わってきていると考えている。なお、一番大切なのは、いじめが起こった時の迅速な対応が大事である。その対応が図られていることから、効果があらわれているのではないかと考える。

委員

効果もあるが、改善すべき点もあるということだが具体的な改善すべき内容とはどのような内容か伺いたい。

副部長兼教育指導課長

実際にいじめの様態として「からかい」が非常に多くあるが、これは心の問題まで表していると思っている。その点では、相手を思う気持ちを育てることが必要であると考えている。更に人を軽くたたくという様態は、人との関わりを増やす中で会話や対話を通して少しでも行動を変えていきたいと考えている。

委員

課題について説明があったが、今後の対応について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

実態を把握することが必要であるため、今後は、取組の1点目、2点目を行い、その結果を基に3点目の取組を行っていく。また、6点目の川越市教育研究会と連携し児童生徒が主体となった取組について推進していきたいと考えている。

委員

さまざまな課題があると思うが、課題に対する取組を明示して実行していくことが大事になってくると思う。また、いじめ問題等への組織的対応に関する評価の実施方法について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

川越市いじめ問題対策委員会に評価をしてもらうことで考えている。

委員

全体の組織的対応に関するチェックを誰が行うのか。

学校教育部長

結論から述べると教育委員会が行うしかないと考えている。教育委員会が行うさまざまな施策については、川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会で行うものと考えている。また、調査案件については、川越市いじめ問題対策委員会が行い、重大事態については、市長が所管する川越市いじめ問題再調査委員会が担当する。全体のチェックについては、教育委員会から諮問していかないといけないと思っているが、今後検討していきたいと考えている。

委員

それぞれの組織が連携しないと組織的な対応にならないため、有機的に行えるように役割を明確にしてもらいたい。

## 委員

重大事態の定義について伺いたい。

### 副部長兼教育指導課長

川越市いじめ等のための基本的な方針の第5章において定義されており、1つ目は児童生徒が自殺を企図した、2つ目は身体に重大な傷害を負った、3つ目は、金品等に重大な被害を負った、4つ目は、精神性の疾患を発症した、5つ目が相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされた、6つ目はその他校長や教育委員会が認めるものとなっている。

### 1.1 その他

- (1) 会議開会に先立ち、書記長が理事者の紹介を行った。
- (2) 教育長の推薦を受け初期の任命が行われ、教育総務課副主幹阿部智宏が書記に任命された。
- (3) 議事に先立ち委員長から、議案第2号から第5号及び報告事項(2)については人事に関する情報であることからこれらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、報告事項(2)は、関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、学校教育部副部長兼教育指導課長、学校教育部参事兼学校管理課長）のみによる審議とすることに決定した。
- (4) 報告事項(2)は、関係理事者のみによる審議のため「その他」終了後に審議を行うことについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (5) 会議録署名委員として、長谷川委員長職務代理者、原田委員が指名された。
- (6) 次回教育委員会は平成27年5月18日（月）午後3時開催に決定した。